

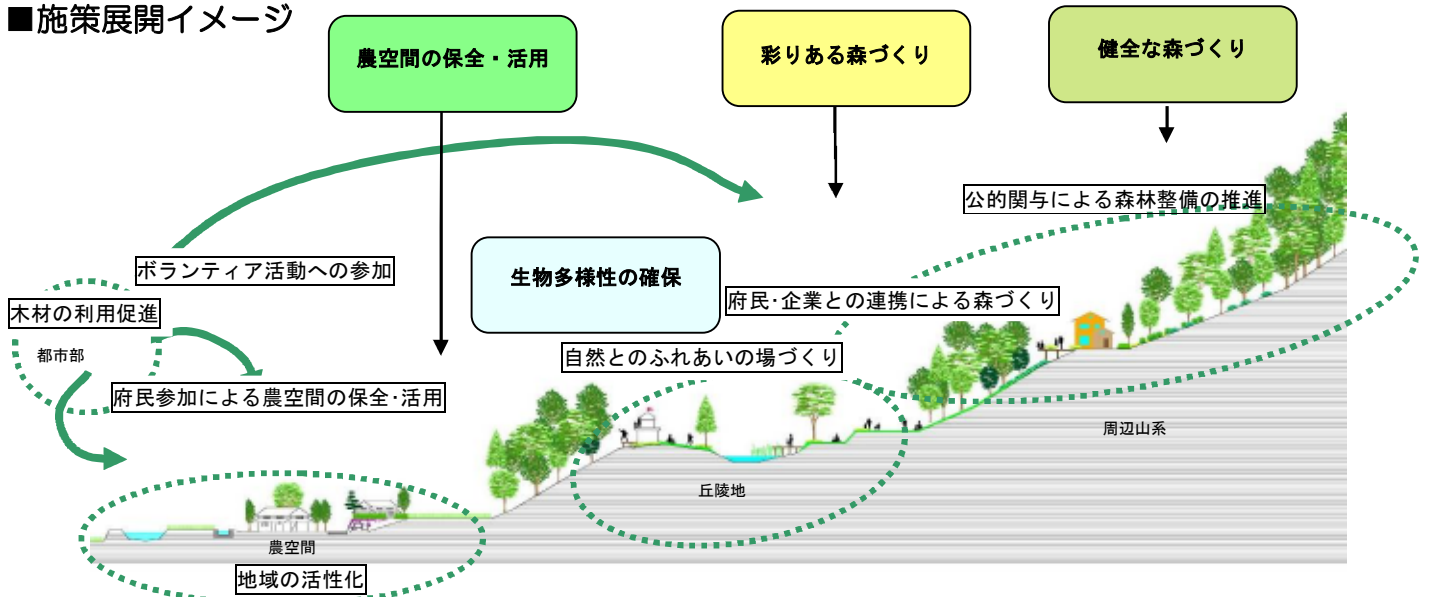
## 2. 基本戦略—1 みどり豊かな自然環境の保全・再生

目標

周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「府民の憩いの場づくり」を実現します。

### 周辺山系・農空間のみどりの保全・再生

#### ■施策展開イメージ



#### ■具体的戦略

##### 健全な森づくり

- ◆ 森林機能再生重点地域の指定等による効率的な放置森林対策  
災害防止等の観点から、特に重要度の高い地域を森林機能再生重点地域に指定し、優先的に間伐を実施するなど、放置森林対策行動計画に基づき、市町村との連携強化を図りながら、計画的な森林整備・再生を図ります。
- ◆ 新たな府立自然公園の指定や開発協議制度創設等による森林保全  
森林の持つ防災機能等を高める森林整備を計画的に推進します。さらに、新たな府立自然公園の指定や保安林制度・近郊緑地保全制度など保全地域制度を積極的に活用するとともに、小規模林地開発に対する協議制度の創設などにより、森林を確実に保全していきます。
- ◆ 健全な森を支える人づくりと適切な維持管理の促進  
公共事業等における木材利用の推進やバイオマスの利用促進とともに、森林整備や木材利用のCO<sub>2</sub>吸収量の評価などにより、府民や企業、NPO等が積極的に参画できる新たな仕組みづくりを進めます。

##### 彩りある森づくり

- ◆ 「生駒山系花屏風」構想の推進（15年間で1万本の植樹）  
生駒山系を屏風に見立て、府民・企業・市町村・国等と連携して、花木や紅葉の美しい樹木の植樹や適切な管理により、府民に愛される自然資源として次世代に引き継ぐとともに、放置森林問題への府民の理解を深めます。
- ◆ 新たな保護制度の創設等による生物多様性の確保  
生物多様性地域戦略の策定や里山保全地区の指定など新たな保護制度の創設、「大阪府レッドデータブック」の見直しなどにより希少な野生動植物種の保護を図ります。野生鳥獣の適切な保護管理・生態系等に被害を与える外来生物の防除による「人と自然との共生」を図ります。



- ◆ 府営公園・府民の森・自然歩道等の利用促進と適切な管理運営  
地域の自然・歴史・文化的資源を活かし、府民の多様なニーズに応えた自然とのふれあいの場として適切に配置し、経営の視点をふまえた適切な管理運営と、プログラム提供などによる利用促進を図ります。



### 農空間の保全と活用

- ◆ 農空間の保全・活用

多面的な機能を持つ農地の確保に努めると共に、将来にわたり保全すべき農地等を「農空間保全地域」に指定し、農業者のみならず、幅広い府民参加によって、遊休化の未然防止や遊休農地の利用促進を図ります。

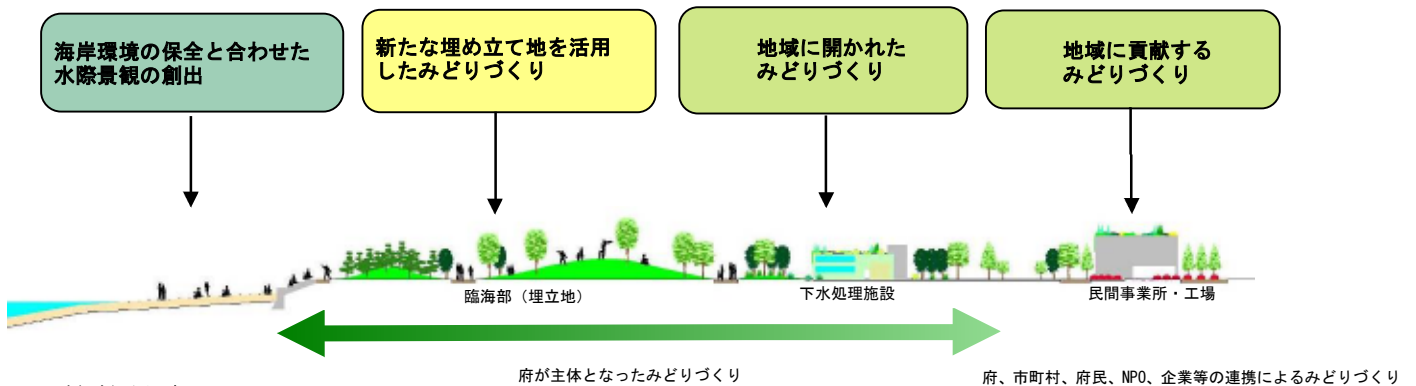
- ◆ ため池・水路等の環境整備

幅広い府民参加の下で、水と緑に親しむオアシスとして整備し、保全・活用するとともに、近自然型工法の採用や水際の植生の保全などにより、生き物が生息する水辺環境を確保します。



## 臨海部のみどりの保全・再生

### ■ 施策展開イメージ



### ■ 具体的戦略

#### 自然環境に配慮した海辺づくり

- ◆ 「共生の森」づくりの推進

堺臨海部の産廃処分跡地において、府民協働により、大規模な森・ビオトープ空間等の自然環境を創出・再生するとともに、環境学習の場、自然とのふれあいの場としての活用を図ります。

- ◆ 河口干潟の再生や人工干潟の整備

府営二色の浜公園にある旧河川敷を利用し、地域住民と協働で近木川の河口干潟の再生に取り組むのをはじめ、河口部における多様な生物の生息環境を保全・創出します。

大阪湾の浅海域では、干潟や藻場の保全とともに、堺2区沖等において人工干潟・藻場の整備を図り、生態系に配慮した海辺環境を創出します。



#### 海辺のみどりの連続性とアクセスの確保

- ◆ 海岸環境と合わせた水際景観の創出

府営公園等の整備や下水処理場などの公共施設の緑化、埋立地などにおける計画的な緑地の整備などを通じて、広がりのある空間とみどりが醸し出す優れた水際景観を形成します。

また、防災的な観点もふまつつ、府民が海に親しむ機会を提供する「ふれあい漁港」や海辺のプロムナード等の整備などをすすめ、アメニティ豊かな親水空間の形成を図ります。

